

第5回 芦屋市水道事業経営審議会 会議録

日 時	平成25年8月31日(土) 9:30~11:45
場 所	芦屋市消防庁舎 3階会議室
出 席 者	会 長 政岡 勝治 会長職務代理者 西尾 宇一郎 委 員 小湊 雅子 " 矢野 和久 " 金岡 昌彦 " 金木 友子 " 北村 佳子 " 島津 久夫 " 津川 雅勇 " 野島 さゆり " 安井 京子 " 山本 靖博 欠席委員 嶺山 洋子 事 務 局 青田上下水道部長, 三井水道管理課長, 下岡水道業務課長, 山下水道工務課長, 谷牛上下水道部主幹(料金担当課長), 鵜飼水道管理課主査(経理担当), 竿尾水道工務課主査(施設担当), 柴田水道工務課主査(施設担当), 島村水道業務課主査(業務担当)
事 務 局	上下水道部水道管理課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍 聴 者 数	0人

I 会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 芦屋市水道事業経営のあり方について
 - (2) その他
- 3 閉会

II 提出資料

- 1 資料7 給水人口等将来見込み

III 審議経過

政岡会長) おはようございます。ただいまから第5回芦屋市水道事業経営審議会を開催いたします。

まず、事務局から委員の出欠状況、傍聴人の有無の報告、配布資料の確認をお願いします。

事務局三井) 本日は12名の委員がご出席です。欠席委員は嶺山委員でご都合により欠席の旨の連絡をいただいています。本日の傍聴者はいらっしゃいません。

配付資料は、会議次第、資料7「給水人口等の将来見込み」、これは給水収益、資金残額、整備計画費用について、芦屋市水道ビジョン計画期間の平成37年度までの見込みをグラフ化したものです。それと、第1回で市長から依頼いたしました「本市水道事業経営のあり方について（依頼）」のコピーです。

ご発言いただく場合は、お手数ですが挙手いただき、会長よりご指名を受けてからご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

政岡会長) 本日は第5回審議会ですが、次回10月19日の第6回審議会で今回の経営審議会は終了ということになります。我々が何を託されているかということ再度確認するために平成25年2月16日付の山中市長からの、「本市水道事業経営のあり方について（依頼）」のコピーをお配りいたしました。本日と次回で審議会の意見書を作成する必要があります。活発なご意見をいただいて、意見書にまとめていく作業をやっていきたくと思います。

それでは、会議に入りますので、事務局から説明をお願いします。

事務局三井) 資料7は、給水人口、給水収益、整備費用、現金預金残高の見込みを、ビジョンの計画期間であります平成37年度までグラフ化したものです。

「(1) 給水人口及び給水収益」ですが、給水人口は、南芦屋浜地区や市街地でも人口増が見込まれ、平成27年度が人口ピークで、9万8,633人と想定しています。日本の人口は現在がピークで今後減少していくとされています。全国的には減少傾向ですが、大都市近郊部はピークが少しずれと言われていまして、本市でもまだ少しずつですが人口増が続いています。平成27年度をピークと見込んでいますが、その後減少に転じ、平成37年度時点では9万7,580人と見込んでいます。水道事業認可も一昨年、厚生労働省に給水人口9万8,600人として認可変更を行いました。

人口は微増となりますが、節水型機器の普及や節水意識の向上により、1人当たりの使用量は増えないと見込んでいます。第1回審議会の現状等でもお示しましたが、近年の1人当たりの使用水量のピークは平成9年度の366リットルですが、平成23年度決算では302リットルまで下がっています。平成37年度では294リットルと見込んでいます。見込み値は緩やかに減少していくと見込んでいますので、特異的な要因による急激な減少は見込んでいません。例えばリーマンショックによる急激な経済の冷え込みで年間7リットル減少し、東日本大震災後の節電アナウンスが節水にもリンクし年間6リットル減少し、それ以外でも、経済が落ち込んだ際に年間5リットル減少したりしていますので、経済や社会情勢の大きな変化などがありますと、もっと減少する可能性はあります。

水の売り上げが水道事業の根幹になります。その給水収益見込みが棒グラフです。平成23年度決算で、給水収益は17億2,600万円ありましたが、給水人口のピークの平成27年度で約18億円、その後、人口も少しずつ減少していくこともあり、給水収益は伸びないと見込んでいます。

次に、右の「(2) 整備費用」は、第1回審議会の現状等、前回第4回審議会の資料6でお示しました、平成18年度から平成41年度までの施設整備計画の総額約135億9,700万円を整備更新等、施設耐震化、老朽管更新、事務費等に分類して、

年度毎に棒グラフで示しています。今後、年度によって山が違いますが、5億円から10億円の整備費用が必要と見込んでいます。

最後に、左下の「(3) 現金預金残高」は、年度末の現金預金が幾ら残っているかの見込みを示しています。人口はもう少し増加するが、水の売り上げは伸びない、しかし、老朽管等の更新や耐震化をやっていく必要があり毎年度5億円から10億円の資金が必要で、平成23年度末で約11億6,000万円の残高がありましたが、平成37年度には約2億3,000万円の現金預金しかないの見込んでいます。幾らぐらい現金を持っておれば良いかという基準はありませんが、阪神・淡路大震災のときは、半年間基本料金を減免したことや、人口の減少で平成6年度、7年度で給水収益は約4億3,000万円減少しています。プラス、復旧費で相当額が必要でした。年間の給水収益が約17億円です。阪神・淡路大震災での経験から給水収益の半年分程度の9億円程度の現金預金は持つべきだと考えています。そうしますと、平成37年度の約2億円というのはかなり心もとないなという状況です。

それと、第1回審議会でお示しいたしました審議会の予定では、本日の第5回審議会では、平成26年度予算・決算から適用が予定されている公営企業会計制度の見直し内容の説明を予定していました。現在、この見直しにつきましては事務を進めているところですが、まだ全国レベルの研修会や説明会が開催されている状態で、取扱いなどで国から示されていない部分もございまして、現時点では準備不足ですので、本日の説明は見送らせてさせていただきます。今回の改正は大きな改正となりますので、委員の皆様には説明をさせていただきたいと思っておりますが、次回第6回審議会では説明ができるかは未定です。もし説明が10月以降になってしまう場合は、状況説明会を開催して頂いて説明をさせていただきたいと思っております。

政岡会長) 事務局からの説明についてご質問等ございませんでしょうか。

矢野委員) 今のご説明では、整備費用が、例えば平成29年度、32年度に耐震補強とか、30年度、35年度では施設更新で大きなお金が出る、その結果、残っているお金がこれだけということですが、水道事業会計はキャッシュバランスだけで見るものなのですか。設備は当然長く使うものなので、減価償却的な物の見方で経営の数字を見ないものなのかということと、それと、現金はあくまで水道事業会計だけでやりくりされるものなのか、市債とかで調達されないのか、この2点をご説明ください。

事務局三井) 水道事業会計は、事業活動の3条収益的収支と水道管の布設や水道メーター購入等の4条資本的収支の2つの区分に分け、減価償却費は3条の費用で計上しています。本市水道事業の収支見込を説明する資料として3条収益的収支の見込みをお示しする予定でした。収支見込の説明時に、併せて公営企業会計制度見直しの説明を予定していましたが、先ほど説明いたしましたような事情で本日の説明は見送らせていただきました。今回の見直しは大幅な見直しで、財務体質は変わりませんが、見直しによってマイナス4億3,000万円だった未処分利益剰余金がプラスに転じます。その部分の説明ができないまま収支見込を説明したのでは余計に混乱すると判断し、収入の根幹である給水収益は伸びないが、管路等の老

朽化施設の更新と耐震化に多額の費用が必要となっているということと、現金預金の残額の見込みを表した資料7を作成しました。

2点目の水道会計だけで資金調達を考えるのかということですが、水道事業は独立採算制と定められていますので、赤字が発生しても一般会計からの補助等はありません。ただ、水道事業は施設整備に多額の費用が必要となりますので、各自治体から国への要望をしています。国も広域化など一定の基準を定めて国庫補助基準や、一般会計からの繰出基準を作り水道事業に補助や繰出しをしています。基準も緩和されてきていますが、残念ながら本市の場合は、耐震化で国庫補助基準を満たす可能性がありますが、老朽管等の更新は、本市の水道料金が全国平均よりも安いので補助基準は満たしません。補助基準を満たしませんので、一般会計からの繰出しはありません。

矢野委員) 2点目は分かりましたが、1点目は、現行料金を維持するか、あるいは値上げをせざるを得ないかというような説明に黒字なのか赤字なのかということがないと説明できないと思いますが。

事務局三井) 平成23年度末の未処分利益剰余金はマイナス4億3,000万円で、累積赤字となっています。公営企業会計改正制度の見直しにより、財務体質が変わるということはありませんが、この赤字が黒字になります。会計制度の見直しの一つに補助金等により取得した固定資産の償却制度等が見直されます。芦屋浜や南芦屋浜などの大規模な宅地開発では、開発者に水道管等の布設費用を負担していただきます。現在、開発者からの負担金等は資本剰余金に積み上げて管理していますが、制度改正により、減価償却見合い分を順次収益化していくことになり、制度移行に当たっては、過去分も整理することとなっています。資本剰余金は芦屋浜以外もありますが、芦屋浜、南芦屋浜だけでも40億あります。過去分の整理で20億円以上を利益化することとなり、現在の未処分利益剰余金がマイナス4億3,000万円ですが20億円以上がプラス、黒字になります。ただ現金が20億円増えるということではなく、過去に貰っていたお金の整理の方法が変わり、見え方が変わるということです。キャッシュフロー計算書の作成は任意でしたが、今後は義務化されます。キャッシュフロー計算書をお示しして財務状況がどうかということになります。そういう見直し部分も含めてご提示ができれば分かりやすかったのですが、一番分かりやすい形ということで現金預金の残高をお示しいたしました。現金預金残高は現行制度、新制度でも毎年度残っていく現金預金は同じです。今後、多額の整備費用が必要となってきます。整備費用は起債を借りますが、手持ち現金はだんだん減少し、平成37年度では約2億円となります。今回は水道料金の値上げを見送りましたが、前回平成21年度の審議会でもご指摘のありました「財政健全化のために時機を得た水道料金の値上げの検討」は、次回なのか次々回なのか、これは分かりませんが、この論議は避けられないと考えています。

西尾会長職務代理者) 事務局の説明にあるように、資本剰余金が利益剰余金に変わるということなので、赤字だったものが、突然黒字になるということですが、現金の出入りは変わらないということ。単年度の損益は、どれぐらい工事負担金が入ってくるかにもよるでしょうがどうなりますか。

事務局三井) 単年度の損益は、今までは退職者が何人出たから今年度は赤字でしたということがあり、一番の変動要因でしたが、退職給与については引当金が義務付けられますので平準化されます。

西尾会長職務代理者) 変わるところがあるのですよね。矢野委員が言われたように、損益がどうなっていくかが分からない状態で論議は非常に難しいと思います。新しい会計制度はまだ説明できないということであれば、現行制度での見込みは出せませんか。現金が減ってくるというのは、単年度でも損失が出ていると思います。だから、現行会計処理において単年度でどういう見込みになっていくかを出していただいた方が分かりやすいのではないかと思います。

政岡会長) 平成20年度には16億円以上あった現金預金が、平成37年度には2億円になるといことですが、現行制度での説明も可能だと思います。分かりやすい資料は出せますか。

事務局三井) 次回になりますが、現行制度での見込みを出したいと思います。

政岡会長) その他に、ご意見などございますでしょうか。

津川委員) 芦屋浜のように開発者が費用負担した工事は資本勘定に入っているわけですね。それが、今後は損益勘定に入るように承ったのですがそうなのですか。

事務局三井) 資本剰余金に計上しているのは100万円以上の工事の受贈資産や負担金で、ほとんどが芦屋浜開発や大規模な宅地開発です。工事をして水道管などになっていますので、BSの資産の中に入っています。工事代金は負担金や受託工事費用で負担いただき、現在は資本剰余金に積み上げています。今後は、負担金などの整理の仕方が変わりますが、水道管など資産で管理されることは変わりません。

津川委員) 平成23年度は黒字だということですが、水道事業の本体だけで黒字なのか、何か、他のものが入るから黒字になっているのでしょうか。水道事業として水の売り上げで黒字が出るような形にするべきだと思いますので、そうになっているかどうかご説明ください。

事務局三井) 平成23年度決算では約8,300万円黒字ですが、これは県公社から水利負担金1億1,900万円入り、特別利益として収納したからで、経常収支では赤字です。給水収益は17億2,000万円ですが、3条の費用は20億円ぐらい必要です。給水収益以外の主な収入としては分担金や他会計補助金とかがありますが、通常収支では赤字となっています。では、どうするかとなりますと、入りを図って出を制すということになります。出についてはできるだけ少なくしないといけないと思っていますので、工事も精査しながら必要な所だけをやっています。入りについてはいずれかの段階で水道料金の値上げが必要だと考えています。

政岡会長) あと何か、配付資料に関してのご質問等ございませんでしょうか。

<なしの声>

では、本日の議題に入りたいと思います。

本日の議題は、芦屋市水道事業のあり方についてです。前回までに事務局から、芦屋市水道事業の現状と課題、平成26年から平成37年までの12年間についての芦屋市水道ビジョン(案)について説明がありました。第1回審議会事務局から、

芦屋市水道事業のあり方について議論し、意見書にまとめてもらいたいとの依頼がありました。その依頼は、平成25年2月16日付の山中市長からの依頼文に書かれているとおりです。老朽化施設の更新、施設の耐震化について、さらには料金制度について議論いただいて、本日及び次回の審議会で意見書にまとめていくこととなります。もちろん、それ以外のご意見、ご要望も結構です。前回も何点か意見書に書くべき内容のご指摘をいただいております。本日も活発なご指摘、ご意見をお願いします。

意見書作成につきましては、前回平成21年度の審議会でいたしました。皆さんのご指摘、ご意見をその場で事務局にパソコンで文書化してもらい、スクリーンに映し出して、できるだけ皆さんの意見を数多く意見書に反映させていただきたいと思っております。最終的な意見の順番などの文書化は、私と西尾会長職務代理者の2人に任せていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは、事務局から意見を頂きたいということも含めて、それ以外の点も結構です、ご意見を頂きたいと思っております。

西尾会長職務代理者) 水道料金の値上げをしないと、老朽管路などの更新も難しくなってくるという説明だと思っておりますが、市民アンケートの結果を見ますと「料金を上げてでも」とは望んでいない。こういう会議に参加して説明を聞いたら更新に多額の費用が必要ということは理解できるが、そういう説明を聞かないと理解し難いと思っております。市民の方が理解し、納得いただくことが大事なので、説得力のある説明を市民の方にしていきたい。

野島委員) 市長からの依頼文書に平成29年度まで値上げをしないって書いてあります。でも、単年度では水利負担金の収入がなければ赤字とのこと。だったら本当は値上げをしないとやっていけないのではないかと思います。次期財政計画で値上げをしなくてもいいのは、阪神水道の配分水量の調整があり受水費の負担が軽減できたとか、県公社からの水利負担金の確保があるからとの説明ですが、それが無くなったら値上げしますというのは、市民には分からないです。市民は阪神水道にたくさんお金を払ってるということも知らないし、県公社から水利負担金が入ってくるということも知らないです。市民としたら「値上げは困るけれど、お金がないのであれば、赤字ばかりだったら仕方がないじゃない。」となってしまうが、市民にも分かる説明をキチンとしてほしい。

平成29年度から36年度にかけて高額な施設更新費が要るとのことです。造った時期の関係で更新の時期がこの年に回ってくるのかと思っておりますが、これを平均にできないものでしょうか。

それから、2か月に1回の請求を毎月の請求にという話しは、分かりやすいので良いと思っております。

前回平成21年度の審議会のときにもお話しましたが、料金値上げをするのであれば、単身世帯とか年金生活の高齢者の方たちの使用水量は基本水量に満たないから、基本料金を下げて、従量部分の単価を上げるとか、きめ細かくできないものかと思っております。

政岡会長) 今のご指摘、請求2か月に1回の請求を毎月にする。それと、年金生活、特に高齢者の方は、基本水量まで使わない層が恐らく増えてくると思います。介護施設に通い出すと家で料理をしない、お風呂も施設で入るといった人が増えていくと思います。ご指摘のように、料金制度の見直しを考えてもいい時期が来るのではないかと思います。事務局の見解があればどうぞ。

事務局三井) まず1点目の請求方法ですが、全国的にも2か月に1度の請求ということが多く、毎月請求ということになりますと、毎月の検針となり、検針費用も倍になります。毎月請求の方が分かりやすいことも理解できますので、検針は今までどおり2か月に1回だけど、毎月請求することが可能かどうかなど今後の研究課題と思っています。

もう1点目の、基本水量につきましては、水道の成り立ち、過去の歴史から、我々は、基本水量制というのは当然という感覚ですが、節水努力をしてもその効果が見えないということも理解できます。時代の変化もあり、近隣の神戸市を含む阪神8市の中で、基本水量制をまだ採用しているのは、神戸市、西宮市、三田市と本市のみとなっています。全国的にも基本水量制を採用している団体も減少していますので見直していく時期かと思っています。ただ、基本水量制を見直すためには料金の調整が必要となります。通常は料金値上げをするときに、値上げ幅を調整しながら、皆さんができるだけ公平になるように調整しながら行うのが一般的ですので、前回平成21年度の審議会でもご意見を頂いていましたが、今回は値上げを予定していませんので、料金体系の見直しは見送ることとしました。今後、方法等を研究しながら時期を見て見直したいと思っています。

事務局青田) 基本水量制などの料金体系の見直しについては、すぐにできるかどうかは、まだまだ問題もあると思いますが、ビジョン(案)後編5ページに記載させていただきました。施設整備についても、アセットマネジメント等の資産管理を行い、計画的経営を実践し、投資を平準化していくことは大きな課題と思っていますので政策に記載させていただきました。分かりにくいところがありましたら、表現も含めてご意見を頂ければ非常にありがたいと思います。

野島委員) 施設耐震化を平成29年度と32年度に予定されていますが、なぜこの時期なのでしょう、南海トラフ巨大地震への備えなどとも言われていますので、もっと早くしたほうが良いのではないのでしょうか。

事務局山下) 施設整備計画は平成18年度に平成41年度までの6財政計画期間24年間の計画を策定し、これに基づいて整備を行っています。1財政期間をステージと表現していますので、現在は第2ステージの途中です。整備計画は財政計画ごとに見直しを行っています。当初、耐震化も早期実施を予定していましたが、耐震化することによって水道料金の値上げにつながるのは困る、老朽化の更新を優先してほしいというご意見もありましたので、耐震化は後ろのステージにずらしました。しかし、この度の、東日本大震災や知見や今後大きな被害が想定される南海トラフ巨大地震などの備えから、耐震化についても前倒しをしました。耐震化の時期については、費用の面もありますし、全体の整備の内容を整理し実施する必要から平成29年度、32年度に位置付けています。

野島委員) 国が学校等の耐震化には補助金を出していますが、水道施設には補助金が付かないのですか。

事務局山下) 厚生労働省の補助金メニューに水道施設の耐震化はあります。

野島委員) 補助金を活用して、もう少し早くできないのですか。

事務局三井) 耐震化等の地震への備えについての考え方はいろいろあると思います。

災害時の応急給水の目標として1人1日3リットルを3日間分確保するとし、耐震性緊急貯水槽を市内の小中学校敷地などに10基設置しています。火災にも使いますから、火災が無い前提で10万人ぐらいの方の3日間分の水の確保ができていくことになります。水道施設の耐震化は重要と考えていますが、本市の場合、老朽管路の整備よりも、南芦屋浜の整備や阪神・淡路大震災の復旧、区画整備事業などの優先する事業整備がありましたので、結果的に老朽化率が県下でも高い方になっています。従いまして、現在、老朽化している芦屋病院への配水管や県道や43号線などの基幹管路の更新を整備の重点施策としています。優先順位としては老朽化基幹管路の更新が一段落しないと次にかかれないと思っています。

なお、確かに耐震化について国の補助メニューがありますが、本市に適用となるかはちょっと微妙です。また、補助も全額補助ではありませんので、補助以外は自己資金となります。耐震化は平成29年度、32年度で良いのかという論議はあると思いますが、現在、優先すべきは、老朽化した基幹管路の更新が当面の課題だと考えています。

政岡会長) 平成29年度と32年度の耐震化の対象施設はどこですか。

事務局山下) 岩園町の2,500m³の第二中区配水池と7,000m³の低区配水池を予定しています。どちらも基幹となる配水池で、耐震診断の結果、配水池の底盤部分と基礎部分の耐震機能が十分でないという評価が出ています。耐震化するには配水池の代替機能を強化しながら工事を実施する必要があり、代替機能の整備も必要となりますので平成29年度と平成32年度の実施予定としています。

小湊委員) 料金に戻りますが、経常収支では赤字であることや、現金預金残高がどんどん少なくなっていくことを考えると、市民アンケート結果では水道料金は高いと回答されている方が多かったと記憶していますが、今回値上げしないまでも、将来的には値上げは避けられないのではと思います。

政岡会長) 料金値上げの際には、料金体系の見直しが必要じゃないかと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

事務局三井) 基本水量については、ゼロにするのか、現行の10m³を5m³にするのかなどの論議をしながら、次回値上げをする場合は見直しが必要と考えています。

市民アンケート結果では、水道料金は高いとお答えの方が多いです。高いと思われる理由としては、他市と比較してという方が一番多いです。神戸市と西宮市に挟まれています。水道メーター口径にもよりますが神戸市、西宮市より水道料金は少し高いです。赤字だから値上げということでは説明ができないと考えています。近隣市との均衡を図りながら、一番適切な料金を定めていく必要があると思っています。

野島委員) 地域の方とボランティアで地域の公園整備をしていますが、市内には

多くの公園があります。今年のように暑いと散水も多くなると思いますが、その水道料金はどうなっているのでしょうか。

事務局三井) 各公園に水道メーターを付けて、一般会計から料金を頂いています。

北村委員) 料金は同じ料金なのですか。

事務局三井) 通常料金で使用水量に応じて支払ってもらっています。市役所や学校も同様に支払っていただいています。

政岡会長) 活発にご意見が出始めましたが、5分休憩とりまして、10時45分から再開したいと思います。

< 10 : 40 ~ 10 : 45 休憩 >

政岡会長) それでは、水道事業経営審議会を再開させていただきます。できるだけいろんな角度からのご意見をお願いいたします。

金木委員) 芦屋市のPTAの会員数は6,500人から7,000人になります。PTAの会員の方は、子育て中で水道を使うことが多いのではないかと思います、子育てはお金もかかりますので節水にも気をつけています。水道料金の値上げは家計に響きますが、子ども達に「負」を残したくはないと思っていますので、丁寧な説明があれば値上げも納得できます。PTAの活動をしていて、行政の方の説明ってすごく足りないと思っています。PTA会員の皆さんに説明をする場を設けることは可能なので、そういう場に説明に来ていただいて、丁寧な説明していただければ皆さん納得されると思います。

事務局三井) 出前講座をやっています。水の成り立ちでも料金のことでも可能ですので、そういう場を作っていただけましたらありがたいです。

金木委員) 2か月に1回、各学校園のPTAの会長さんが集まる理事会を開いています。出前講座とかよりも、きちっとした大きな場に来ていただいて説明していただいたほうが良いと思います。

事務局青田) ホームページや広報あしやで、できるだけ分かりやすく説明しようとしていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

金木委員) 行政のホームページはほとんどの方は見られないと思います。画面とか文章じゃなくて、直接お話しをお聞きすることが大事だと思いますのでよろしくお願ひします。

事務局三井) 出前講座の話をさせていただきましたのは、次の4年間は水道料金の値上げを予定していません。そのような状況の中で、将来は値上げの必要性があるというお話をするのもどうかと思ひまして、水道水のでき方などの水道全般の出前講座の話をさせていただきました。料金の話を含めていつでもお話しに行かせていただきたいと思います。

政岡会長) 山本委員から、広報あしやをもっと活用すべきとの意見もございました。行政が各種団体の会議の場に出られ、「ホームページを見てください。広報あしやを見てください。」ということだけでも効果があると思います。

その他に、ご意見がございますでしょうか。

金岡委員) 水道料金の値上げをせざるを得ないという話が出ていますが、何をもって値上げしなければならないでしょうか。公共事業と一般企業とでは違うのかも分かりませんが、資本が114億円あり収益も21億円あります。第3回審議会でもお話ししましたが、原価に占める支払い利息の割合が4%を超えています。仮にこれを1%でも2%でも下げたら、赤字解消になるだろうと思うのですがどうでしょうか。

事務局三井) 資金の管理、資金ショートしない状態にしていかないといけないと考えています。幸い平成23年度から15年間は、県公社の水利負担金が年間で1億円以上入ってきますので、15年間は資金ショートすることはないと考えています。しかし、給水収益が伸びない中、老朽管等の更新が続いていくことから、県公社からの水利負担金収入があっても、平成37年度末の資金預金残額は約2億3,000万円まで減少します。平成37年度以降になります。いずれ資金ショートしてしまうこととなります。資金ショートするから2倍、3倍という大幅値上げをお願いするのではなく、値上げ幅をできるだけ緩やかな料金改定をしていく必要があると思っています。

企業債につきましては、平成23年度決算では、支払利息が5%台の物が残っていますが、これは平成24年度で完済となります。まだ4%台が残ってしまして繰上償還をしたいと思っていますが、国などから借りている分で繰上償還の許可が出ません。引き続き、全国市長会や日本水道協会を通しながら、国に対して要望をやっていきたいと思っています。

事務局青田) 構築物の耐用年数は60年ですが、水道管の耐用年数は40年です。1.5倍の60年はいけるだろうといわれていますが、構築物よりは短い期間で更新しなければなりませんので、老朽管の更新が追いついていかないという現状があり、それは大きな問題となっています。

金岡委員) 第2回審議会の現地見学で老朽管を見せていただきました。水道管の種類や形状によって老朽化の進行が違うが、水道管の材質や形状、布設年次は把握されているとお聞きしましたので無駄な入替えはされていないと思いますが、136億円以上の整備費用が見込まれています。老朽化に対する備えは非常に大事なことだと思いますが、現料金体系を維持しながらでも可能かと思えます。値上げしかならないということでは、技術革新も生まれてこないと思えますので、できるだけ費用のかからない努力をしていただきたいと思います。

事務局三井) 水道管は耐用年数の1.5倍の60年ぐらいはもつだろうと考えています。いずれは更新しますが、60年経ったからと一律に更新はしません。芦屋病院へ送る管路だとか基幹管路を優先的に更新していきます。

耐震化についても、水運用の中で非常時の水の確保ができるのであれば、耐震化を見送る場合もあります。過去の事例では、西山町、三条町、山芦屋町の給水の安全確保のために、当初計画では高座川浄水場の跡地に配水池を造って配水する予定でしたが、実施の段階では工法を見直し、山手小学校の横にある既存の配水池を活用し芦屋川下に直接水道管を布設することで、同程度の安全を確保しながら費用の抑制を行いました。引き続き、必要性、工法等を見直しながら費用の

抑制に努めていこうと思っています。

政岡会長) 非常に良いご指摘だと思います。支払い利息率が4%もあるということは企業では考えられないです。企業は、公定歩合が3から4%のときに売上高支払利息率が1.5%を超えると黄色信号、2%になると大体倒産です。

支払利息が5%のものは終わったが、まだ4.8%はあるということですが、2%以上の有利子負債はどのぐらいあるのですか。そういうものは早く返した方が絶対良いです。

事務局三井) 平成23年度決算では、5%が1億円ありますが、これは平成24年度で完済しました。4%台が1億2,000万円、2%台が22億円、1%台が13億円あります。直近の借入利率は1.5%ですので、高金利部分は繰上償還をしたいと思いますのですが、借入先が国の財政融資などですので許可が出ない状態です。以前はもっと高い、7%台もありましたが、これについては、本市だけではなく、全国的な状況ですので、全国市長会や日本水道協会でも繰上償還の許可とペナルティーというか事務経費の免除を繰り返し要望し、やっと平成18年に実現しまして本市も繰上償還をしました。4%以下部分についても、引き続き、要望活動をしているところです。

政岡会長) 以前は、銀行の住宅ローンも計算がややこしいという理由で、全額返済か何百万円単位でないと受け付けませんでした。機械化も進み、繰上償還はいくらでも可能という時代になってきています。国などが相手で難しいかも分かりませんが、金岡委員のご指摘の4%台の1億2,000万円と2%台の22億円の企業債の繰上償還は当然検討課題になると思います。

施設整備に関しても、事務局から、実施に当たっては必要性、工法等を見直して費用の抑制に努めていくという説明がありましたが、10億円の整備費用を3億円セーブしろというのは無理かも分かりませんが、民間企業であれば、3%とか数パーセントでも削減できないか努力しています。仮に1%でも削減できれば、136億円の施設整備費用が1億3,600万円削減できるのです。ですから、前回平成21年度の審議会の意見書にも財務会計だけではなく管理会計のシステムを取り入れていくべきとお書きしました。

事務局青田) 金利の高い時に借りたものを早く返したいと、機会あるたびに要望をしています。全国的な問題ですので、引き続き、要望していきたいと思います。審議会からご意見をいただければ、強い後押しになりますので、よろしく願います。

西尾会長職務代理者) 民間企業は支払い金利に限らず、少しでも安くできないかということに常に考えています。役所もされていると思いますが、常に認識してやっていたらいいと思います。

政岡会長) 老朽管更新などでも、どうすれば安くできるかということを出し合えるシステムが重要です。そのシステムとして管理会計があります。管理会計は、管理者や経営者が、部下から出てきたものに関して、しっかり意見を言って、チェックするシステムです。私は、そういうシステムがないのではと思うので、前回平成21年度の審議会の意見書に書かせていただきました。まさに金岡委員のご指

摘もそういう趣旨だと思います。支払利息以外にもあるかも知れませんが、そういうものも含めて、意見書にまとめて行ったほうが良いと思います。その他のご意見はございますでしょうか。

島津委員) 阪神水道から受水している単価と奥山浄水場で造っている水の単価の違いはどのようなのですか。

事務局三井) 阪神水道は1 m³当たり税抜きで61円96銭です。奥山浄水場の製造単価は100円を超えます。費用面だけを考えて場合、阪神水道の受水量は使いきれていませんので、奥山浄水場を閉めて、阪神水道の水で増量したほうが良いのではとありますが、水の確保は単価だけでは比較できないと考えています。奥山浄水場だけで全市を賄うことはできませんが、阪神・淡路大震災時にも給水車に水を入れるなど応急給水の拠点に使うことができましたので、自己水源は経費が掛かっても維持すべきだと考えています。

ただ、自己水源の維持は必要と考えていますが、奥山浄水場は、1日当たりの施設能力7,985 m³の施設ですが、使用水量が減少してきていますし、芦屋川の水量も渇水期には4,000 m³程度しか取水できませんので、浄水場施設を更新する際には、施設規模の見直しを考えています。

矢野委員) 老朽管の更新について、法定耐用年数の1.5倍、60年で更新すると決め付けられているようですが、管が1.5倍まで大丈夫なのか。あるいは、1.5倍では更新が早すぎるのかの評価についてはどうなのですか。将来、耐用年数の1.5倍で更新していくという基準は見直されるのですか。見直すことによって更新期間が短くなれば、より早いお金の手当、例えば値上げということが、必要になってくるということも意見書に入れておく必要があると思います。また、今、お決めになっている更新の条件について、もう少し丁寧なご説明を報告書に入れていただいた方が、市民に対する説明として、より良いのではないかと思います。

事務局三井) 水道管は埋まっていますので、更新時期の判断は難しいです。現在、更新をしている水道管は法定耐用年数の1.5倍以上の管を更新しています。

1.5倍については、厚生労働省が平成21年度に水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引きを作成した際に併せて、法定耐用年数どおり更新した場合、耐用年数の1.5倍で更新した場合、耐震化を考慮した場合の3種類の更新需要の調査がありましたので、1.5倍を一つの目安としています。今、更新を行っている場所、例えば県道精道奥山線などは戦前の布設管を更新していますので、法定耐用年数の1.5倍にも追いついていない状況です。

水道管の評価につきましては、漏水事故の多くは給水管部分ですが、漏水修理の際に配水管の状況も見ることができますので、土質や水道管の材質等により管の傷みが早いとか遅いということを調査し、統計的に整備しながら整備計画に反映していきたいと考えています。

事務局山下) 現在、市内に約240 k mの配水管がありますが、その内約3割の70 k mが法定耐用年数の40年を過ぎた管となっています。更新に当たっては、古い順番で入れ替えるということはありません。芦屋病院へ送る等災害時の優先度合い、口径、流量での優先度合い、また、老朽化すると割れやすかったり、濁りが出や

すい等の材質による特性を1路線ずつ評価し、一番効果的で効率的な水道管の更新計画を作成し、更新を進めています。

津川委員) 阪神水道の過払いについて今後も毎年約7,000万円残るので、協議をして行くということですが、阪神水道の財政計画は平成24年度から平成27年度までですから、その間は過払いが無くなることはないと思います。そういうことから、県公社からの毎年の水利負担金1億円を赤字補填に使ってしまうことは問題だと思います。県公社からの18億円は、老朽管対策に使っていただけるということですが、毎年度お金が入ってから更新工事をやっていくことになりましたら、その時点では消費税が8%、10%になり、工事費も値上がりしているでしょうから、お金の利用価値が下がることが予想されますので、利息の安いうちに18億円の起債をしまして、先に工事をやって、毎年県公社から入るお金で利息を戻すという方が結果的には、全体的に考えましたら安くつくのではないかと思いますがいかがでしょうか。

また、ホームページの件ですが、私はインターネットをやっていませんので拝見できないので、見せてもらうために市庁舎の中を探しますが、正面玄関を入ったところに閲覧用があるだけで印刷ができません。ホームページでの公表ということであれば、パソコンがない人にどう働きかけをするかということが課題となってくると思います。

事務局三井) 阪神水道の過払いについては、現在、阪神水道の平成28年度からの次期財政計画に向けて協議中ですので、見直しができるとしても平成28年度以降になります。

次に、県公社から水利負担金については、耐震化も含みますが、老朽管更新などの施設整備に使いたいと思っています。具体的には、県公社からの1億円分を自己資金改良工事とし、借金をせずに工事をします。その分の支払利息が助かることと、特別利益で受け入れたので、3条収支の黒字化に貢献してもらうことになります。

次に、広報についてですが、広報あしやの紙面の確保が難しいことや即応性があるため、ホームページでの広報活動は重要と考えていますが、ネット環境のない方もたくさんいらっしゃいますので、水質検査結果、予算、決算状況、冬場になりましたら凍結に対するお知らせ等、是非、知っていただきたい情報は、全戸配布をしている広報あしやでお知らせするようにしています。ホームページの見易さについても見直していく必要があると思っています。

政岡会長) 予定の時間も超過しています。本日の審議会終了にあたって、特に何かございますでしょうか。

<なしの声>

今回は皆様のご意見を画面に映し出しまして、皆さんに見てもらいながら、これは残す残さないという議論をやった上で、意見書を作成できればと思います。特にないようでしたら、次回の審議会の説明を事務局からお願いします。

事務局三井) 次回、第6回審議会はいよいよ最終回になりますが、10月19日土曜日、時刻は午前9時30分から11時30分までを予定しています。場所は今回同様消防庁

舎3階会議室になります。よろしくお願いいたします。

政岡会長) それでは本日はこれで終了いたします。どうもお疲れさまでした。次回
よろしくお願いいたします。

閉 会 11 : 45